

名張市犯罪被害者等の支援に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等を支援するための基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等に対する支援（以下「犯罪被害者等支援」という。）に関する基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期回復又は軽減、犯罪被害者等の生活の再建及び犯罪被害者等の二次被害の防止を支援するとともに、犯罪被害者等を支える社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で活動する団体をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (5) 関係機関 犯罪被害者等支援を行う国、地方公共団体その他の機関をいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。
- (7) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる^{ひぼう}誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、経済的な損失等の被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、全ての犯罪被害者等が個人として尊重され、その名誉及び生活の平穏が害されることのないよう、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた支援が途切れることなく提供されることを旨として推進されなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等の生活環境その他犯罪被害者等の事情に応じて適切に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、国及び県の施策を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策（以下「犯罪被害者等支援施策」という。）を策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等支援施策の策定及び実施に当たっては、関係機関及び民間支援団

体その他犯罪被害者等支援に関係する者と相互に連携を図るものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等が孤立することのないように十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、市が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連携調整を図るものとする。

2 市は、前項の規定による相談、情報の提供等を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が犯罪により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を行うものとする。

(日常生活の支援)

第9条 市は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、育児、介護その他の日常生活に必要な支援を行うものとする。

(居住の支援)

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅等への入居における必要な支援を行うものとする。

(雇用の支援)

第11条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況について理解を深め、事業者による犯罪被害者等に配慮した職場環境の整備等が促進されるよう必要な支援を行うものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第12条 市は、民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第13条 市は、市民、事業者、関係機関等が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の方法等の犯罪被害者等に関する知識、理解を深めるための広報及び啓発を行うものとする。

（人材の育成）

第14条 市は、犯罪被害者等が必要な支援を受けることができるよう、犯罪被害者等支援を担う人材の養成及び資質の向上のために必要な措置を講ずるものとする。

（個人情報の適切な管理）

第15条 市は、個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

（その他）

第16条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。